

各 位

会 社 名 株式会社カ ン セ キ 代表者名 代表取締役社長 大田垣 一郎 (コード番号:9903 東証スタンダード市場) 問合せ先 執行役員総務人事部長 野尻 昌彦 (電話 028-659-3111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022 年 4 月 13 日開催の取締役会において、2022 年 5 月 26 日に開催予定の当社第 48 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条) は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総 会参考書類、事業報告、計算書類および連 結計算書類に記載または、表示するべき 事項に係る情報を、法務省令に定めると ころに従い、インターネットを利用する 方法で開示することにより、株主に対し て提供したものとみなすことができる。	(削除)

(新設)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、監査等委員会設置会社移行前の 監査役(監査役であったものを含む。) の、任務を怠ったことによる損害賠償責 任を、法令の限度において、取締役会の 決議によって免除することができる。

(新設)

(電子提供措置等)

- 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報につい て、電子提供措置をとるものとする。
 - 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めているものの全部または 一部について、議決権の基準日までに書 面交付請求した株主に対して交付する書 面に記載しないことができる。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役(監査役であったものを含む。)の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第2条 現行定款第15条(株主総会参考書類等 のインターネット開示とみなし提供)の削 除および変更後定款第15条(電子提供措置 等)の新設は、会社法の一部を改正する法 律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし 書きに規定する改正規定の施行の日である 2022年9月1日(以下「施行日」という)か ら効力を生じるものとする。

- 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総 会については、現行定款第15条はなお効力 を有する。
- 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した 日または前項の株主総会から3か月を経過 した日のいずれか遅い日後にこれを削除す る。

3. 日程

本定款変更については、2022年5月26日開催予定の第48期定時株主総会における決議を経て 効力が発生します。

以 上